**平成２７年（フ）第５０号**
岡山市東区西大寺松崎158番地６シティハウスクレミＢ102
債務者　新沖　秀政
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２号**
長野県小諸市大字耳取2325番地
債務者　小林　洋美（旧姓堀籠）
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

**平成２７年（フ）第１０号**
長崎県佐世保市今福町15番８号、前住所長崎県佐世保市小島町２番９号
債務者　江頭　弘幸
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２７年（フ）第１１号**
長崎県佐世保市今福町15番８号
債務者　江頭さとみ
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２７年（フ）第１４号**
長崎県佐世保市日宇町2082番地３　コーポ篠崎211号
債務者　下山　律子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

## 破産手続開始中更正

**平成２７年（フ）第１号**
鹿児島県霧島市隼人町真孝322番地２
債務者　株式会社アキラ住設
代表者代表清算人　石山　明寛
1　主文　当裁判所が平成27年２月５日にした破産手続開始決定中、債務者代表者につき「代表者代表取締役　石山　明寛」とあるのを「代表者代表清算人　石山　明寛」と更正する。
2　決定年月日　平成27年２月23日
鹿児島地方裁判所加治木支部

## 破産手続廃止

**平成２６年（フ）第６３４号**
千葉市若葉区高根町915番地65
破産者　並木　博美
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第３０４号**
群馬県前橋市広瀬町１丁目22番地７
破産者　プロキオンソフト有限会社
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第７７３号**
千葉県習志野市茜浜２丁目１番１号
破産者　株式会社アイオー食未来
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第２１４号**
奈良県磯城郡田原本町大字八田267番地
破産者　株式会社メイト
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２５年（フ）第５６１号**
札幌市中央区南１条西16丁目１―323
破産者　株式会社ＧＰバイオサイエンス
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２５号**
茨城県潮来市日の出８丁目４番地１
破産者　日清設備株式会社
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２６年（フ）第１６０号**
群馬県前橋市富士見町原之郷367番地
破産者　有限会社富士岡工業
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第１１８２号**
茨城県水戸市末広町３丁目６番52号
破産者　有限会社山岡建築
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第１００７号**
千葉市美浜区真砂５丁目16番６棟202号
破産者　赤尾　順江
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第１２７１号**
名古屋市中川区春田１丁目39番地の１
破産者　エコトラスト株式会社
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第３５４号**
大阪府岸和田市西之内町10番43号
破産者　有限会社インフィニ
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第７８８号**
広島市安佐南区大町西１－４－11、商業登記簿上の本店所在地広島市安佐南区大町東１丁目６番１号
破産者　有限会社タケダハウス
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１８５号**
青森県上北郡七戸町字森ノ上208番地４
破産者　有限会社文学堂
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１６号**
岩手県紫波郡紫波町東長岡字米一田28番地５
破産者　有限会社丸昭物産
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部